

第8号様式（第27条関係）

大磯町監査公表第5号

### 監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので次のとおり公表する。

平成24年6月29日

大磯町監査委員	仲川 元秋
同	三澤 龍夫

## 監査結果報告書

1. 監査の種類  
定期監査（本監査）
2. 監査年月日  
平成 24 年 6 月 22 日（金）
3. 監査対象の課等  
国府中学校
4. 監査の期間、範囲、事務  
①平成 23 年度に係る事業の執行及び財務に関する事務の執行について  
②監査重点事項は、平成 24 年度大磯町監査方針による  
③その他
5. 所掌事務の概要  
生徒への中等普通教育の実施、学校運営に係る必要な消耗品の購入及び役務の実施、学校施設・設備の維持管理、教育活動に必要な教材等消耗品の購入、学校図書館整備等を実施している。
6. 監査結果概要  
平成 23 年度に係る事業及び財務に関する事務の執行について監査した結果、全般的におおむね適正に処理されているものと認められた。

### [意見]

PTA 会費は、昨今マスコミでも取り上げられ、問題にされることもあるので、その用途については慎重を期されたい。

施設が古くなり、修繕を要する箇所が多々あると思われるが、教育委員会と協議を重ねながら、計画的な維持管理に努められたい。

今後も、地元で育った子どもたちが将来羽ばたいていけるような教育を実践されたい。